

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月4日
【四半期会計期間】	第37期第3四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
【会社名】	株式会社 篠崎屋
【英訳名】	SHINOZAKIYA, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 樽見 茂
【本店の所在の場所】	埼玉県春日部市赤沼870番地1 (同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	埼玉県越谷市千間台西一丁目13番5号
【電話番号】	048 - 970 - 4949
【事務連絡者氏名】	取締役管理グループ長 矢立 実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第3四半期 累計期間	第37期 第3四半期 累計期間	第36期
会計期間	自2021年10月1日 至2022年6月30日	自2022年10月1日 至2023年6月30日	自2021年10月1日 至2022年9月30日
売上高 (千円)	2,212,776	2,096,932	2,791,296
経常利益又は経常損失 () (千円)	7,012	19,317	60,807
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失 () (千円)	13,489	35,308	94,395
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済株式総数 (株)	14,436,600	14,436,600	14,436,600
純資産額 (千円)	1,142,759	1,097,162	1,061,853
総資産額 (千円)	1,464,073	1,439,104	1,352,642
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額 () (円)	0.95	2.49	6.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	78.1	76.2	78.5

回次	第36期 第3四半期 会計期間	第37期 第3四半期 会計期間
会計期間	自2022年4月1日 至2022年6月30日	自2023年4月1日 至2023年6月30日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	0.23	0.00

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 第36期第3四半期累計期間及び第36期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第37期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当社は、消費者にとって価値のある商品づくり、人づくり、店づくりを目指し、「よりいいものをより安く」提供し、「三代目茂蔵」のブランド力を強化・確立することで、売上高及び利益の向上を図ってまいります。

当第3四半期累計期間において、商品につきましては、買やすい価格帯に設定した新商品開発や既存商品の規格見直しを強化し、顧客数の確保と売上高の拡大に取り組んでまいりました。

当第3四半期累計期間の売上高は2,096,932千円（前年同四半期比5.2%減）、営業損失は21,827千円（前年同四半期は営業利益6,925千円）、経常損失は19,317千円（前年同四半期は経常利益7,012千円）、水海道工場を売却したことによる固定資産売却益82,449千円を特別利益として計上したことにより、四半期純利益は35,308千円（前年同四半期は四半期純損失13,489千円）となりました。

なお、水海道工場売却に伴い、資産のグルーピングを見直した結果、小山工場賃貸収入・費用を営業外収益・費用として計上することといたしました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(小売事業)

当セグメントにおきましては、「三代目茂蔵」ブランドを「工場直売所」から「豆腐専門店」へと、転換を推進しております。

当第3四半期累計期間におきましては、引き続き開店から12時までの時間帯に「朝市」を開催し、顧客の来店頻度向上を図りつつ更なる顧客数確保のため店頭商品の大幅な見直しを行ってまいりました。

出店につきましては条件や店舗形態等の見直しを行い、出店準備を継続して進めております。

これらより1店舗平均の顧客単価は前年同四半期比99.2%、1店舗平均の顧客数につきましては、顧客の来店頻度向上を目的とした「朝市」の開催、店頭商品の大幅な見直し等により全時間帯で増加し、同117.8%となりました。

以上の結果、小売事業の売上高は店舗数減少の影響等もあり1,826,208千円（前年同四半期比5.9%減）となりましたが、1店舗平均の売上高は前年同四半期比117.0%となりました。セグメント利益（営業利益）につきましては、仕入価格の上昇による売上総利益率の低下や人件費の上昇等により65,173千円（前年同四半期比29.7%減）となりました。

(その他事業)

その他事業は、小売加盟店及び業務用得意先への卸売事業並びに通販事業であります。

その他事業の売上高は270,724千円（前年同四半期比0.7%減）、セグメント利益（営業利益）は20,475千円（前年同四半期比20.8%減）となりました。

なお、当第3四半期累計期間の出店状況は、次のとおりであります。

(単位：店)

		前事業年度末 店舗数	増加	減少	当第3四半期末 店舗数
小売事業	「三代目茂蔵」(直営店)	35	-	3	32
その他事業	「三代目茂蔵」(加盟店)	281	131	23	389
合計		316	131	26	421

財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産の残高は、前事業年度末と比較して86,462千円増加し1,439,104千円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加134,659千円、水海道工場を売却したことによる長期未収入金の増加319,668千円、一方で水海道工場売却及び減価償却等による有形固定資産の減少388,135千円等によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債の残高は、前事業年度末と比較して51,153千円増加し341,942千円となりました。主な要因は、買掛金の増加42,731千円、未払金の増加14,338千円、未払法人税等の増加7,408千円及び長期借入金の減少14,775千円等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末と比較して35,308千円増加し1,097,162千円となりました。これは四半期純利益35,308千円の計上により利益剰余金が35,308千円増加したことによるものであります。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月4日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,436,600	14,436,600	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	14,436,600	14,436,600		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数(株)	残高(株)	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	-	14,436,600	-	1,000,000	-	120,340

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 278,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,155,300	141,553	-
単元未満株式	普通株式 2,500	-	-
発行済株式総数	14,436,600	-	-
総株主の議決権	-	141,553	-

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社篠崎屋	埼玉県春日部市赤沼870番地1	278,800	-	278,800	1.93
計	-	278,800	-	278,800	1.93

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年10月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当第3四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	465,911	600,570
売掛金及び契約資産	61,997	63,052
商品及び製品	35,155	35,226
原材料及び貯蔵品	2,914	3,173
その他	44,110	73,262
貸倒引当金	30	30
流動資産合計	610,058	775,255
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	42,858	30,587
構築物(純額)	3,829	3,421
工具、器具及び備品(純額)	8,137	5,553
土地	562,970	189,970
その他(純額)	2,491	2,619
有形固定資産合計	620,287	232,152
無形固定資産		
	4,355	4,423
投資その他の資産		
敷金及び保証金	117,317	107,372
長期未収入金	0	319,668
その他	820	429
貸倒引当金	197	197
投資その他の資産合計	117,941	427,272
固定資産合計	742,584	663,849
資産合計	1,352,642	1,439,104
負債の部		
流動負債		
買掛金	155,173	197,905
1年内返済予定の長期借入金	20,004	22,500
未払金	44,242	58,580
未払費用	36,171	35,282
未払法人税等	14,218	21,626
その他	1,928	1,972
流動負債合計	271,738	337,867
固定負債		
長期借入金	16,650	1,875
その他	2,400	2,200
固定負債合計	19,050	4,075
負債合計	290,788	341,942
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	120,446	120,446
利益剰余金	17,697	17,611
自己株式	40,896	40,896
株主資本合計	1,061,853	1,097,162
純資産合計	1,061,853	1,097,162
負債純資産合計	1,352,642	1,439,104

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
売上高	2,212,776	2,096,932
売上原価	1,482,769	1,512,553
売上総利益	730,006	584,379
販売費及び一般管理費	723,081	606,207
営業利益又は営業損失()	6,925	21,827
営業外収益		
受取利息	8	2,581
受取賃貸料	-	7,125
受取保険金	200	-
その他	138	15
営業外収益合計	347	9,722
営業外費用		
支払利息	259	160
賃貸費用	-	7,048
その他	0	4
営業外費用合計	259	7,213
経常利益又は経常損失()	7,012	19,317
特別利益		
固定資産売却益	-	82,449
特別利益合計	-	82,449
特別損失		
減損損失	2,963	3,307
固定資産除却損	0	109
店舗閉鎖損失	4,609	7,136
特別損失合計	7,573	10,554
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	560	52,576
法人税、住民税及び事業税	12,929	17,268
法人税等合計	12,929	17,268
四半期純利益又は四半期純損失()	13,489	35,308

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り」に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費及びその他の償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費及びその他の償却費	17,583千円	11,911千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期 損益計算書 計上額 (注2)
	小売事業	その他事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,940,018	272,757	2,212,776	-	2,212,776
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,940,018	272,757	2,212,776	-	2,212,776
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,940,018	272,757	2,212,776	-	2,212,776
セグメント損益	92,673	25,840	118,513	111,588	6,925

(注)1. セグメント損益の調整額 111,588千円は各報告セグメントには配賦していない全社費用であります。全社費用は報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損益は四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「小売事業」セグメントにおいて、不採算店舗のうち今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗について、2,963千円の減損損失を計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間（自 2022年10月1日 至 2023年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期 損益計算書 計上額 (注2)
	小売事業	その他事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,826,208	270,724	2,096,932	-	2,096,932
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,826,208	270,724	2,096,932	-	2,096,932
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,826,208	270,724	2,096,932	-	2,096,932
セグメント損益	65,173	20,475	85,649	107,477	21,827

(注) 1. セグメント損益の調整額 107,477千円は各報告セグメントには配賦していない全社費用であります。全社費用は報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損益は四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「小売事業」セグメントにおいて、不採算店舗のうち今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗について、3,307千円の減損損失を計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	0円95銭	2円49銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	13,489	35,308
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	13,489	35,308
普通株式の期中平均株式数(株)	14,157,800	14,157,800

- (注) 1. 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年 8月 4日

株式会社 篠崎屋

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 戸 城 秀 樹
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社篠崎屋の2022年10月1日から2023年9月30日までの第37期事業年度の第3四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年10月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社篠崎屋の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は、当社(四半期報告書提出会社)が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。